

9－1：加古川市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定 (加古川市社会福祉協議会)

加古川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害」という。）における加古川市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及びセンターに属するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）による被災者支援活動（以下「災害ボランティア活動」という。）の円滑な実施のために、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、その被害の状況により、災害ボランティア活動が必要と認められるときは、乙に、センターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、センターを開設及び運営するものとする。

3 乙が、センターの設置が必要と判断した場合には、甲乙協議の上、センターを開設及び運営するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 乙はセンターを加古川市総合福祉会館内に設置するものとする。ただし、被災等によりセンターを設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、これに代わる施設を確保し、甲が乙に提供するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターは、災害ボランティアの活動拠点として次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) その他災害ボランティア活動の支援に関すること。

（職員の派遣）

第5条 甲は、災害対策本部とセンターの連絡・調整のための連絡員をセンター開設中、派遣するものとする。

（資機材等の確保）

第6条 甲及び乙は、センター設置及び災害ボランティア活動に必要な資機材その他の物資を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該業務に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を優先して当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(負傷及び事故の補償)

第8条 支援活動に参加した災害ボランティアの負傷又は事故に対する補償については、ボランティア保険の補償によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、災害ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第9条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第10条 甲及び乙は、平常時からボランティア団体、地域住民、防災関係機関等と情報交換や訓練等を行い、連携に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会特定個人情報取扱規程に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月25日

甲 加古川市加古川町北在家 2000番地
加古川市
加古川市長 岡田康裕

乙 加古川市加古川町寺家町 177番地の12
社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
理事長 山本勝